

八王子市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の3において準用する第14条第1項及び第58条の8第1項の規定に基づき実施する、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等に対して行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第38号。以下「運営基準」という。)第54条から第63条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は次に掲げる特定子ども・子育て支援施設等とする。

- (1) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第5項に規定する保育所等及び法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)
- (2) 幼稚園(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)
- (3) 特別支援学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する幼稚部に限る。)
- (4) 認可外保育施設((児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの)
 - ア 認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの
 - イ 認定こども園法第3条第11項の規定による公示がされたもの
 - ウ 法第59条の2第1項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- (5) 預かり保育事業((認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のア又はイに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれア又はイに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該ア又はイに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの)
 - ア 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校
当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

イ 認定こども園(保育所等であるものに限る。)

アに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日
当たりの時間及び期間

(6)一時預かり事業

(7)病児保育事業(当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの)

(8)子育て援助活動支援事業((児童福祉法第6条の3第14項第1号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの)

(指導の基準)

第4条 運営基準、関係法令等を集約した基準を別に定め、原則、当該基準に則り、指導を実施する。

(指導について)

第5条 指導については、以下のとおり実施するものとする。

1 指導の形態

(1)集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

(2)実地指導

特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

2 指導対象の選定基準

指導はこの要綱の第3条に定める全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1)集団指導

ア 法第58条の11第1項第1号の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、概ね1年以内実施する。

イ 制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施する。

(2)実地指導

ア 全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行う。

イ 対象施設等の選定は、集団指導の実施状況や、本市が行う指導監督や立ち入り調査等に関する事務の状況等を勘案して決定する。

ウ 運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象とする。

エ その他、特に実地指導の必要があると認める施設等を対象とする。

3 指導方法等

(1) 集団指導

ア 実施通知

対象施設等を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を文書により通知する。

イ 実施方法

特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報の提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとる。

(2) 実地指導

ア 実施通知

対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に実地指導の日時、場所及び指導内容等を文書により通知する。

イ 実地指導の方法

実地指導は、主に次の(ア)～(エ)について実施するものとし、実地指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者や面談に対応した担当者等に対して実地指導結果の講評を行う。

(ア) 書類の確認

- a 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類(運営基準第55条関係)
- b 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書(利用料が明記されたもの)(運営基準第56条関係)
- c 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類(運営基準第57条第1項及び同条第2項関係)
- d 施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書(運営基準第61条第3項関係)
- e 職員、設備及び会計に関する諸記録(運営基準第62条第1項関係)

(イ) 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認(運営基準第60条関係)

(ウ) 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認(運営基準第61条第1項及び同条第2項関係)

(エ) 上記(ア)の a に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認(運営

基準第 62 条第 2 項関係)

(オ)書面に代えて、電磁的記録により行う等の場合、必要に応じた措置の確認(運営基準第 63 条関係)

ウ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して文書により指導内容を通知する。また、改善を要すると認められる事項が無い場合も文書により通知する。

エ 改善状況報告書の提出

文書により通知した指摘事項については、通知から30日以内に改善状況報告書の提出を求める。

4 検査結果の公表

実地指導の結果のうち、文書による指摘事項、改善状況報告書の提出有無及び改善状況については、原則として、市ホームページに掲載し、市民へ広く情報提供する。

(監査への変更)

第6条 実地指導中に、この要綱の第7条1(1)から(4)に該当する状況を確認した場合において、特に必要があると認められるときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

(監査について)

第7条 監査については、以下のとおり実施するものとする。

1 監査対象となる特定子ども・子育て支援施設等の選定基準

監査は、次の(1)から(4)までに該当する状況があり、特に必要があると認められる場合に実施する。

- (1)特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- (2)特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- (3)意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4)上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

2 監査方法等

(1)実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合及び事案の緊急性・重大性を踏まえ、事前通告なく監査を行う必要性が認められる場合についてはこの限りではない。

(2)結果通知

監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認め

られる場合並びに改善を要すると認められる事項が無い場合は、文書によりその旨を通知する。

(3)改善報告書の提出

文書により通知した指摘事項については、通知から30日以内に文書により改善報告を求める。

(4)行政上の措置

ア 勧告

(ア)勧告

法第58条の9第1項に基づき、次の a から c までに該当すると認めるときは、必要に応じて当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

- a 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)を除く。)を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- b 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合
- c 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

(イ)改善報告

勧告は、原則として文書により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から30日以内に文書により改善報告書を提出させる。

(ウ)公表

当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内に勧告に従わなかった場合は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。

イ 命令

(ア)命令

特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

(イ)改善報告

命令は、原則として文書により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から30日以内に文書により改善報告書を提出させる。

(ウ)公示

命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った東京都知事等に通知する。

ウ 確認の取消し等

(ア) 取消し

特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止(以下「確認の取消し等」という。)することができる。

(イ) 公示

確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第1項第3号の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示する。

(5) 聴聞等

監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分(以下「取消処分等」という。)を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない(同条第2項各号に該当する場合を除く。)

3 他の市町村との情報共有

(1) 監査の実施の要請

市が確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、この要綱の第7条1に列挙する情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

(2) 他の市町村への情報提供

上記(1)の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

(東京都への情報提供)

第8条 この要綱の第7条1に該当する状況を確認した場合は、東京都に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果及び改善報告の内容について情報提供を行う。

また、実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに東京都に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努める。

監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等についても、東京都に適宜情報提供を行う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。